

2019年1月 地震保険改定のご案内

地震保険期間の始期日が2019年1月1日以降となるご契約※から、地震保険の改定を行いますので、ご案内申し上げます。

※ 2019年1月1日以降に、地震保険の中途付帯または自動継続する契約を含みます。

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

1 地震保険料の改定

地震保険料を改定します。都道府県および建物の構造により改定率は異なります。

＜改定前後の地震保険料例＞ 地震保険期間1年・地震保険金額1,000万円あたり(割引適用なし、一括払の場合)

都道府県	構造区分	イ構造 (火災保険構造級別:M構造、 T構造、A構造、B構造、 S級(特級)、1級または2級)			ロ構造 (火災保険構造級別:H構造、 C構造、D構造、F構造、 3級、4級または6級)			ロ構造(経過措置適用) (火災保険構造級別: H構造(経過措置適用) または3級(経過措置適用))		
		改定前 保険料	改定後 保険料	改定率	改定前 保険料	改定後 保険料	改定率	改定前 保険料	改定後 保険料	改定率
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、 群馬県、富山県、石川県、福井県、 長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県		6,800円	7,100円	+4.4%	11,400円	11,600円	+1.8%	8,800円	9,200円	+4.5%
福島県		7,400円	8,500円	+14.9%	14,900円	17,000円	+14.1%	9,600円	11,000円	+14.6%
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、 京都府、兵庫県、奈良県		8,100円	7,800円	▲3.7%	15,300円	13,500円	▲11.8%	10,500円	10,100円	▲3.8%
宮城県、山梨県、香川県、大分県、 宮崎県、沖縄県		9,500円	10,700円	+12.6%	18,400円	19,700円	+7.1%	12,300円	13,900円	+13.0%
愛媛県		12,000円	12,000円	0%	23,800円	22,400円	▲5.9%	15,600円	15,600円	0%
大阪府		13,200円	12,600円	▲4.5%	23,800円	22,400円	▲5.9%	17,100円	16,300円	▲4.7%
茨城県		13,500円	15,500円	+14.8%	27,900円	32,000円	+14.7%	17,500円	20,100円	+14.9%
徳島県、高知県		13,500円	15,500円	+14.8%	31,900円	36,500円	+14.4%	17,500円	20,100円	+14.9%
埼玉県		15,600円	17,800円	+14.1%	27,900円	32,000円	+14.7%	20,200円	23,100円	+14.4%
愛知県、三重県、和歌山県		17,100円	14,400円	▲15.8%	28,900円	24,700円	▲14.5%	22,200円	18,700円	▲15.8%
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県		22,500円	25,000円	+11.1%	36,300円	38,900円	+7.2%	29,200円	32,500円	+11.3%

(注)表内の▲はマイナスを意味します。

2 長期係数の見直し

近年の金利状況を踏まえ、地震保険期間が2年～5年の整数年・長期一括払の場合の保険料計算に使用する長期係数(保険期間1年の基本料率に乗じる係数)を見直します。

地震保険期間	2年	3年	4年	5年
現行	1.90	2.75	3.60	4.45
改定後	1.90	2.80	3.70	4.60

3 割引確認資料の範囲拡大

地震保険割引を適用する際にご提出いただく確認資料の範囲を以下のとおり拡大します。

割引の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。現在地震保険割引を適用していない場合でも、新たに割引を適用できる可能性がありますのでご確認ください。

	改定の対象となる地震保険割引	改定内容
(1)	免震建築物割引 耐震等級割引 建築年割引 耐震診断割引	以下の資料が地震保険割引の確認資料に追加されます。 ・保険の対象について地震保険割引を適用されていることが確認できる※ ¹ 満期案内書類※ ² (写)、 契約内容確認のお知らせ※ ² (写) (保険の対象について地震保険割引を適用していたことがある場合、従来は保険証券等を確認資料としていました。) ※ ¹ 耐震等級割引の場合は、耐震等級も確認できることが必要です。 ※ ² これらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)または電子データ(写)を含みます。 なお、証券番号や所在地等、所定の項目が記載されているものにかぎります。
(2)	建築年割引	対象建物が1981(昭和56)年6月1日以降に新築されたことが確認できる、以下の資料が建築年割引の確認資料に追加されます。 ・宅地建物取引業者が交付する不動産売買契約書(写)、賃貸住宅契約書(写) ・登記の申請にあたり登記所に提出する工事完了引渡証明書等(写)

【保険料改定の背景】

地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率」を使用しています。

今回の保険料改定の背景等は損害保険料率算出機構のニュースリリース

(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/pdf/201706_news.pdf)に掲載されていますが、概要は以下のとおりです。

- ・地震保険の基準料率について、前回改定の届出(2015年9月30日付)において、基本料率の改定を3段階に分けて行うこととしていました。
- ・3段階改定の1回目として2017年1月に全国平均で+5.1%の料率引上げを実施済みであり、今回の改定は3段階改定のうちの2回目の改定です。※³
- ・今回、基本料率の算出にあたっては、各種基礎データ※⁴を更新したうえで、再計算を行っています。

※³ 3段階改定の3回目の改定のスケジュール・改定率は今後の各種基礎データの更新などを踏まえて決定される予定であり、現時点では決まっていません。

※⁴ 各種基礎データのうち震源モデルについては、2016年6月10日に公表された予測地図の震源モデル(全国地震動予測地図2016年版)を用いています。

●このチラシは地震保険改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
Tel:03-3349-3111
<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先

株式会社 総合保険トラストワン

〒270-0031 千葉県松戸市横須賀2-3-14
TEL:047-309-3322 FAX:047-375-8179